

全員協議会会議録

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 開 会 | 2 |
| 2 | あいさつ | 2 |
| 3 | 議 題 | 2 |
| (1) | 報告事項について | 2 |
| ① | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正に伴う矢板市手数料条例の一部改正について | 2 |
| ② | 矢板市立豊田小学校の東小学校への統合について | 3 |
| ③ | 矢板市学校給食共同調理場の統合並びに配送校及び運営方式の変更について | 4 |
| ④ | 空調施設使用料の新設に係る矢板市行政財産使用料条例の一部改正について | 6 |
| ⑤ | 矢板市小学生及び中学生クラブ活動支援事業補助金の新設について | 7 |
| 4 | その他 | 8 |
| 5 | 閉会 | 17 |

日 時 令和3年8月19日(木) 午前10時00分～午前10時40分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総務課長 塚 原 延 欣
- ⑤ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑥ 健康増進課長 村 上 治 良
- ⑦ 市民課長 星 哲 也
- ⑧ 教育総務課長 細 川 智 弘
- ⑨ 国体・スポーツ局長 山 口 武

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用のところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の議題につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う矢板市手数料条例の一部改正についてなど5件でございます。

これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

3 議 題

(1) 報告事項について

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う矢板市手数料条例の一部改正について
-

○議長 説明を求めます。

○市民課長（星哲也） 御報告いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部

改正がございました。

この改正に伴い、これまで、個人番号カードの再交付手数料について、毎年手数料条例に基づき、1枚当たり800円を徴収し、一旦、市の歳入とし、年度末に個人番号カードの作成事務を行う、地方公共団体情報システム機構に交付金の一部として支払っていたものを、これからは市と機構の間で委託契約を締結し、お預かりした再交付手数料は、歳入歳出外現金として保管し、後日機構に納入するという事務の取扱いに変更になります。

このことにより、矢板市手数料条例の一部改正が必要となりますので、このたび報告をするものでございます。

条例改正案につきましては、9月議会での提案を予定しておりますので、その際はよろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質問等がありましたらお願いいたします。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

② 矢板市立豊田小学校の東小学校への統合について

○議長 説明を求めます。

○教育総務課長（細川智弘） 御説明いたします。資料を御覧ください。

矢板市立小中学校適正規模適正配置計画第1期に基づき、豊田小学校は令和4年3月31日をもって閉校し、同年4月1日から東小学校に統合するため、9月議会において、関係条例の改正案を提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

参考に、統合に向けての準備等を記載しておりますので、御覧ください。

なお、8月21日の夏祭りは中止となりましたので、申し添えます。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質問等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

③ 矢板市立学校給食共同調理場の統合並びに配送校及び運営方式の変更
について

○議長 説明を求めます。

○教育総務課長 御説明いたします。

概要について、次のページの表で説明いたします。令和3年度から令和4年度に変更となる箇所は色づけされております。

まず、上から2番目をお願いいたします。

学校給食共同調理場ですが、来年度、矢板市立豊田小学校が東小学校に統合することに伴い、矢板東学校給食共同調理場が単独の調理場になってしまうことから、配送校の見直しを行います。

配送距離や食数を考慮いたしまして、令和4年度からは、安沢小への配送としたいと思います。

次に、表の3番目、矢板北学校給食共同調理場ですが、こちらは、調理業務を行う市の職員の定年退職により、直営方式での運営が困難になることから、令和4年度から民間への委託方式に変更し、あわせて、配送校であった安沢小学校が抜けることで単独になってしまいますので、泉の小中学校を配送校にして、共同調理場を維持したいと考えております。次に、表の一番下の泉学校給食共同調理場ですが、これが、これまで賄っていた泉小学校泉中学校は矢板北学校給食共同調理場から配送することになりますので、調理場を廃止することを考えております。

矢板市は、栄養教諭、学校栄養職員の配置の関係上、単独実施校ではなく、共同調理場で親子方式を採っている関係で、このような体制を予定しております。

関係例規の変更実施は令和4年4月1日です。このことは、関係する校長、PTA会長等による、学校給食共同調理場運営委員会を今月の11日、教育委員会の会議を16日に開催いたしまして説明をしております。

今後のスケジュールは、条例の改正案を9月の定例会に提出いたしますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○中村議員 1点お尋ねいたします。矢板北共同調理場が先ほどの説明の中で、職員の定年に伴うという話がありました。

現在、そこに勤務されている方が全員定年を迎えられて、継続の方はいらっしやらないという認識でいいのでしょうか。それから、その定年というのは多分60歳だと思うのですが、今は本人が希望すれば、延長というか、再雇用ができるようにしなければならないことになっていると思いますが、そういった要望等はなかったのか、また、要望があった方に対しては、どこかに配置をされると考えておられるのか、その辺のことについてお尋ねをいたします。

○教育総務課長 現在の矢板北学校給食共同調理場の体制でございますけど、市の正職員が4人、会計年度任用職員が3人で運営しております。

今回、定年退職を迎える方は2人です。その2人の方についての再任用の希望を取ったところ、その希望はなしということがございました。ということは正職員が2名になってしまう。正職員が2名でありますと、早番とか、そういうシフトの関係、要は調理場を回すことが困難であると考えたことからこのようなことになったものでございます。以上です。

○中村議員 先ほどの質問は、正職員で定年を迎えられない方が2名いらっしゃるわけですね、どういうふうに処遇をされるのですかということ。要は、希望があったときにはどう処遇されるかということ。希望がないということですから、定年退職された方は、希望なしということによいと思いますが、そのほかの方はどう処遇されるのですかということに対して、もう一度お願いいたします。

○教務総務課長 定年を迎えてない2名に関しましては、今度は任用替えという制度がございまして、調理員業務ではない市の業務に当たってもらうということで今進めております。事務になるというようなこともあります。

○議長 ほかに御質疑はございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

④ 空調施設使用料の新設に係る矢板市行政財産使用料条例の一部改正について

○議長 説明を求めます。

○国体・スポーツ局長（山口武） 御報告を申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思います。矢板中学校、泉中学校、片岡中学校及び矢板小学校の体育館に設置をしました空調設備の使用に際し、その使用料を定め所要の例規整備を行うものでございます。使用料の算定につきましては、空調設備の設置費用、電気料及び人件費により想定原価を算出しまして、これを使用可能時間で割りまして、ほかのスポーツ施設使用料と同様に、50%の受益者負担率、これを掛けたものを1時間当たりの設定使用料としております。

この条例改正につきましては9月定例会に議案として提出いたしますので

よろしく御審議賜ります。以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

⑤ 矢板市小学生及び中学生クラブ活動支援事業補助金の新設について

○議長 説明を求めます。

○国体・スポーツ局長 資料を御覧いただきたいと思います。先に報告をいたしました、空調設備の使用料の設定に伴い、小中学生のクラブ活動の負担が大きくなることから、照明使用料と合わせて、納められた使用料に対し、4分の3の補助を行うものでございます。

補助制度の目的は、別紙資料に記載のとおりであります。新設の件につきまして、小学生のスポーツ環境の変化がございます。小学生を取り巻くスポーツ環境は、従来の学校や育成会から引き継がれましたクラブチームもあれば、NPOや一般財団法人、一般社団法人、または株式会社の収益事業としてのクラブもあり、運営目的の異なる団体の取扱いに困難をきたすとともに、学校の指導から離れたことで集約化が進み、スポーツに取り組む小学生も令和2年度におきましては、5人に1人の割合となっており、施設を使用しない人も使用料を負担する公費負担の割合が高まっております。

このような過渡期における小学生のスポーツ環境への対応は、市民が理解しやすい負担の公平性と、明確な目的を持った支援策により対応すべきと考えます。

このことから、スポーツ環境の方向性が定まる間、一律の照明使用料及び空調設備使用料を頂戴し、補助すべき目的により、スポーツ活動に取り組む団体

には支援を行うこととし、この補助制度を新設したものでございます。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。次に進みます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長(村上治良) 新型コロナウイルス感染症対策につきまして、御報告いたします。

なお、資料はございませんのでお聞き取り願います。

まず、矢板市の感染状況についてでございますが、これまで陽性判明した方は、現在 52 名となっております。県内の中でも、人口 10 万人当たりの感染者数としては、県内 25 市町の中で最も少ない水準に抑えられておりますが、7月に6名、8月に入り19名と感染が急拡大しております。本日の新聞報道では、市内の事業所、放課後等デイサービスにおいて矢板市内初のクラスター事案が発生しており、その状況は大変厳しいものとなっております。でございます。

栃木県においては、明日8月20日から9月12日まで、緊急事態措置区域へ追加となりまして、外出の自粛、飲食店等への休業要請、イベント等の開催制限及び市施設の使用制限など、対策の強化が図られているところであります。

矢板市におきましては、夏休みはお盆の時期に帰省等で親類や友人と集まる

機会が増えることから、8月2日に矢板市巣ごもり宣言を再発令するとともに、基本的感染予防対策の徹底を啓発するため新しい生活様式、今はお盆編というチラシでございますが、市広報誌とともに配布いたしました。また、8月4日には、大切な家族を守るための行動を促すということで、市長メッセージを新聞の朝刊折り込みにて、市民の皆様にお伝えをしてきたところでございます。

さらには、市内主要交差点5か所において、平日の早朝市長をはじめ、市職員による立哨活動や広報車による市内巡回活動を実施してまいりました。また、飲食店への営業時間短縮の要請及びその他事業者への出勤者の削減の協力依頼といたしまして、市長自ら市内飲食店の86店舗及びその他事業者の108事業所に直接訪問して、感染予防対策の徹底を求める啓発等も行ってまいりました。

今回の緊急事態宣言による対応については、昨日、第25回矢板市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、引き続き現在の対策の継続と、事業所内や家庭内感染が増えてきている状況であることから事業所や高齢者施設等への感染予防対策の徹底と、ワクチンを2回接種した方でも感染している状況も見られることから、マスク、手洗い、密を避け、また家庭内でも同様の感染予防対策を行ってもらえるようなアプローチを今後進めていくことといたしました。

また、ワクチン接種の状況と今後のスケジュールにつきましては、65歳以上の高齢者の2回目接種が8割以上完了をいたしまして、現在は、高齢者の次の接種順位でもある、基礎疾患のある方や、優先接種の方の接種を進めているところであります。

また、基礎疾患のある方の接種と並行して、受験やインフルエンザワクチンの予防接種を受ける方が多い年代である、12歳から19歳までを対象とした接

種を市内の3医療機関で、早いところでは8月23日から開始いたします。

一般接種と言われる、20歳から64歳までの方につきましては、今で言うところの一昨日なのですが、17日に接種券を一斉に送付して、明日20日に予約受付開始のアナウンス、25日に予約受付を開始いたします。

今回の予約受付では、市の集団接種の予約受付が、9月分まで終了しておりますので、20歳以上の方を対象に市内医療機関が実施する、9月及び10月分の1回目接種のうち、市の予約システムを利用する8医療機関分の予約を受付いたします。

現在、自治体へのワクチン供給量が6月に比べて少なくなっているため、市民の皆様が望むような接種体制を構築することは難しい状況にありますが、国や県の動向を見ながら、ワクチン供給が増えてきた場合の対応も踏まえ、市医師団の皆様と協議を重ねて、今後も安定的に接種が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策につきまして健康増進課からの報告といたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○伊藤議員 お忙しい中、御説明ありがとうございます。

まず2点、質問させていただきます。1点、4月の全協で、キャンセルがあった場合どうするのですかという質問をさせていただきました。

私の思いとしてはやはり、一人でも多くの方が接種していただく、それが感染を少しでも抑える効果があるのではないかと。

その中で、とにかく廃棄すること自体が非常にもったいない、命の薬ですから、今現在そのキャンセル待ちがどのくらいあったのでしょうか。また、それに対して、どのくらいワクチン接種を受けられる方がいたのかということ。そ

れを質問させていただきます。

もう1点、2度目の接種に対してまたその感染が拡大する、いわゆるブレークスルー感染と言われることだと思うのですが、それに対する対応、マスクを常にしているとか、今現在、私たちが行っている生活型が新しいスタンダードになっていくのかなと思うのですが、その中でも、神戸市や、大阪府などもそうですが、ワクチンカクテル療法をやっていくという方針が出されているようですけども、矢板市としても今後どのような対応をされていくのかその2点質問いたします。

○健康増進課長 ただいまの伊藤議員の御質問にお答えいたします。

1つ目は、キャンセルがあった場合の対応ということで、こちらは文化会館で行われている集団接種についてお答えいたしますが、集団接種につきましては8月15日日曜日までに、全15回行いました。当日、当然キャンセルが、急遽体調が悪いなどで出ることがもちろんございまして、前回と同じ回答にはなってしまうと思うのですが、文化会館の集団接種会場も医療施設診療所の位置付けでございまして、そちらに従事している職員をはじめとする医療従事者扱いといたしますか、その職員などで対応をさせていただいて、議員御指摘のように一本も無駄にすることないというような状況で進めさせていただいているところでございます。キャンセルの数とか詳細なものは、手持ちではございませんが、当日400人、500人近くの方が予約はされているのですが、キャンセルが出ていることは事実でございまして、毎回、約5名程度は医療従事者の対応で賄っているということで、無駄にしていないということを御理解いただければと思います。

あともう1つ、2度接種した方への、ブレークスルー感染への対応ということだと思うのですが、確かに現在2度接種した方でも感染しないというわけ

ではございません。

感染の重症化の予防にはなるということですので、ただ感染を防げるということはなかなか難しいので、2度接種したからといって、マスクを外して外に出るとか、空気が緩まないような形で継続して、対策は引き続きお願いしていくこととなります。

また、国のほうからも、個別の対策というような、何か方向性が見えてきた段階で、また個別的な専門的な対応が必要ならばしていかなければいけないのですが、今は2回打ったからといってこのマスクを取る生活ではないということで、生活様式をきちっと守っていただいて、自ら感染を防いでいただくということで、お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長 ほかに御質疑はございませんか。

○中村議員 このワクチンの接種をはじめ、様々な啓発活動等に取り組まれている皆様に敬意を表しますとともに感謝申し上げるところで、2点ほどお尋ねしますが、マスコミ報道では感染された方が、入院がままならない、また医療機関にかかることがままならない状況が、多々報道されています。この矢板でも様々な取り組みをしているのにもかかわらず先ほど報告がありましたように、急速に感染が拡大している、県内でもまたこの近隣でも同様です。そういった中で、こうして感染した場合のそういう処置の問題ですが、どのような状況なのか。把握されている範疇でお尋ねをさせていただきます。

それともう1点、長期化している中で、職員の皆さんも、様々な総力を挙げて取り組まれている、その中で当然ながら担当されているセクション等はかなりの負荷がかかっているのだらうと思います。

また、ほかの部署からも接種等については応援されているというように聞いていますし、少ない職員の人数の中でそういう取組をされているところで、職

員の健康面、心身の状態のほうの関係ですけれども、十分な代休とか、そういったものが取れているのかどうか、また、市役所ですから、未払いみたいなことはないと思いますが、ちゃんと働いた分の対価はあるだろうというように思っていますが、そういったものはちゃんと対応されているのか、またそれが対応されていたとしても、本当に心身に異常を来すような状況になっては困りますので、そういったことを含めてちゃんと健康管理がされているのかどうか、されているのだろうと思いますが、その辺の状況についてお尋ねいたします。

○健康増進課長 ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。

健康増進課からは1つ目の、感染してしまった方への処置、現在の状況ということにつきまして、対応等について御報告いたします。

今現在、県内の感染者も昨日、200人ということで1日当たり最多という状況になっております。県内の入院できる方の数につきましても、非常に限られてきて、すぐに入院というようなことがなかなか難しくなっています。自宅待機者も含めるともう1,000人を超えているという県内の状況でございます。そういう方につきましては、自宅で待機せざるを得ないという状況にはなっておりますので、基本的には、感染症の行政関係は、矢板でいというと県の県北健康福祉センターのほうの所管で現在対応しておりますが、なかなか保健所機能も厳しくなっている状況でございます。

保健所のその支援の中で、独り暮らしであったり、買い物に行けない方だけになってしまったりとか、そういう方につきまして、生活の日常生活、物資を支援するという制度はございます。ただ、数が多くなってまいまして、現在は、各市町への協力要請的な案内が来ている状況であります。市の総合相談窓口としては、この新型コロナウイルス関係はもう昨年2月当初から、健康増進課のほうで窓口を設置して、全てにおいて、健康増進課のほうで相談を総合

相談窓口で受けまして、それぞれの各所管の対応が必要であれば、その協力体制を取って各所管にまた対応をお願いするという対応を取っております。

現在の自宅の療養者の数とか、そういうものにつきまして矢板市では手元に細かな情報は、県のほうの内部情報ということで来ませんが、何かお困りがあれば、健康増進課のほうで総合相談窓口として対応していかなければならない問題ということで捉えております。1つ目のお答えとさせていただきます。

(総務課長挙手)

○総務課長 それでは職員の健康面ですかね、そちらの人については私のほうから回答させていただきます。

御存じのとおりこの新型コロナウイルス対策、全庁を挙げてやっているところでありまして、今、御案内させていただきましたけども、ワクチン接種が始まるということで、接種室ということで、専任が3名に対して、他課から職員12名、兼務という体制でやっております。またワクチンについては、全職員が携わるというところでやっております、まずワクチンが始まる前の段階が一番、そのワクチン接種室の職員に対しても、兼務職員に対しても、負荷があったところではあります。

今はもう軌道にある程度乗ってしまっていて、前の段階で確かにちょっと時間外なども多い状態がありまして、時間外が多くなると、カウンセリングを受けるとかそういった対策も必要となるもので、そういった手当てはしました。

また、対価については当然ながら、ちゃんとしっかり支払いをしているということで、当然ここに課長なども、そうした職員の体制なども人事のほうでも確認をし、そういったカウンセリングもしながら対応してまいりました。

その結果、職員の健康被害というものは今のところないというところでござ

います。以上です。

○議長 ほかに御質疑はございません。

○神谷議員 先ほどワクチンが足りてないということを言われていたと思うのですが、厚労省から県のほうの衛生局ですかね、通達を見ますと、9月以降の配送の情報が発信されていまして、12歳以上の方の8割が基本となっていて、8月までに配送されたものを除いたワクチンを9月、10月にかけて配送するというので、栃木のほうは、第13・14・15クールというのですかね、各212本配送されるという情報になって、県のほうと調整して各市町に配送するということになっておりますけれども、その辺の県との調整の状況を確認させてください。

○健康増進課長 ただいまの神谷議員の御質問にお答えいたします。

ワクチンの配送の状況と申しますか、県との調整についての御質問でございます。

第13・14・15クルールの国のほうの発表で、今、情報が出ている内容で、県には212本という数もうオープンになって出ていると思うのですが、こちらで、接種計画等のスケジュールを組んで接種しております。

現在はワクチンの供給が少なく、国のほうで県に示されているワクチンが半数程度と少なくなってきたままの状況ですが、今後は安定的に継続していくということです。これは県と毎回、半月、2週間に1回がワンクルールのスパンで月2回ということでやっていますので、矢板市の接種希望状況をまず県と調整して、県の中で、限られた範囲で配分していただけるという状況にはなっているところです。

現在の数量を今月で申しますと、3箱というような内容で来ていますが、3箱程度が毎月、この9月、10月で、10月はまだちょっと分からないのですけ

れども、供給量が増えてくれば、また接種体制を増やして、円滑な接種を進めるように、医師団と話をしているところです。

県とのやりとりにつきましては、連絡を密にして、できる限り供給をしていただけるようお願いしていますが、県にも国から限られた数しか示されてきませんので、県のほうもなかなか難しいところはあるかと思えます。以上でございます。

○議長 ほかに御質疑等はございませんか。

○掛下議員 63歳ぐらいの人からの質問がありまして、ちょうど63歳ぐらいの人にも今回、接種券を配ったようですけれども、県の接種も利用ができればいいかなと思えますけれども、そういう県の利用状況も含めて拡大できるかどうかの確認をしたいと思えます。

○健康増進課長 ただいまの掛下議員の御質問にお答えいたします。県のセンターということで県が設置している大規模接種センターの内容ということでお答えいたします。

栃木県につきましては、以前御報告いたしましたように、とちぎ健康の森のほうで大規模接種センター設置しております。

今月当初、済生会宇都宮病院のほうでも開設をしたというところでございまして、63歳の方という例がございましたが、一般接種の方につきましても接種券があれば、県の会場のほうで予約申込みができる状況です。

県の会場につきましては大規模接種センター、健康の森のほうでは約1日1,000人規模で大きく開いて、また、県のほうで今度枠を増やしていくという計画もございまして、現在は予約を開始すると、済生会宇都宮病院のほうは枠が少ないものですから、本当に数分で埋まってしまうという状況が見受けられてしまうのですけれども、それでも、県の健康の森のほうのセンターでも枠

を増やして対応していくということですので、これまでよりは予約が取りやすくなってくるのかなと考えております。

状況は大体的にはやはり厳しい状況が続いておりますが、クーポン券が手元に届いている方につきまして、申込みができる状況で体制は取れておりますので、ぜひ足を運んでいただいておりますというところでございます。以上でございます。

○議長 ほかに御質疑はありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他何かございませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(10 : 40)

令和 年 月 日

議長